

平成26年11月22日の長野県北部の地震に伴う 長野県の大雨警報・注意報基準の暫定的な運用の見直しについて

平成26年11月22日に発生した長野県北部の地震により、震度5強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高いとの判断から、長野地方気象台は、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、長野県土砂災害警戒情報の暫定基準を、平成28年3月17日をもって廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

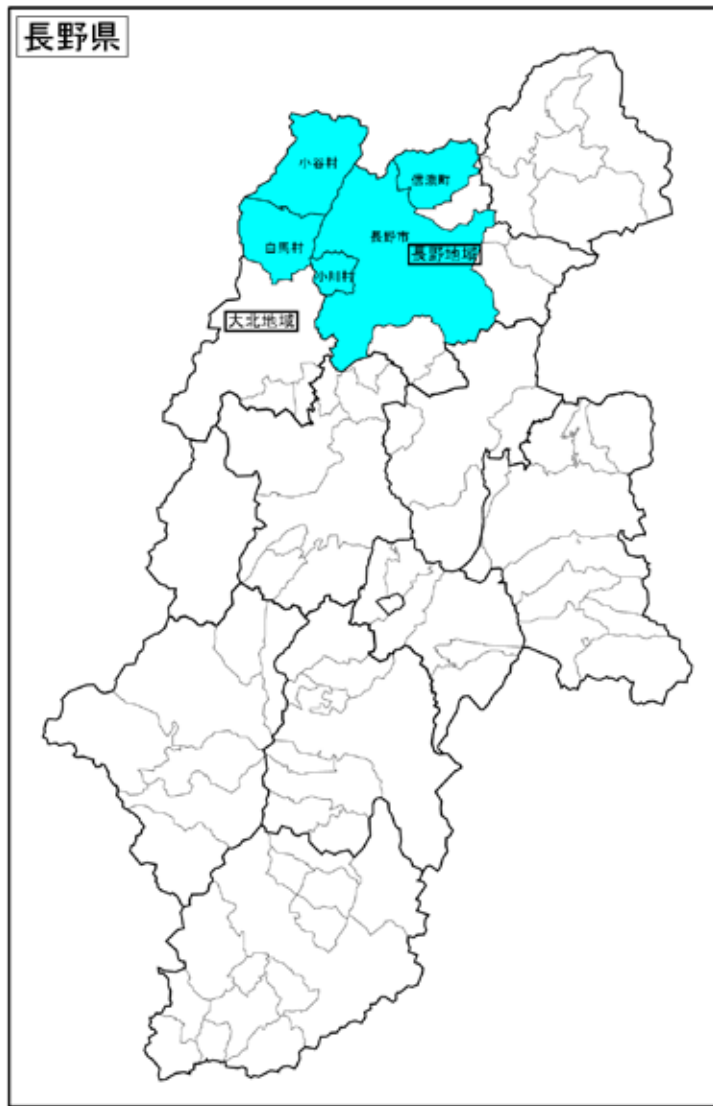
記

1. 暫定基準廃止日時
平成28年3月17日(木) 13時
2. 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市町村
長野市、信濃町、小川村、白馬村、小谷村

これにより、長野県内の市町村は全て通常基準となります。(別紙参照)

本件に関する問い合わせ先
長野地方気象台 (電話 026-232-3773)

大雨警報・注意報の暫定基準の対象市町村



■ 暫定基準を廃止し通常基準に戻す市町村